

# 八雲町への応援ありがとうございます！ ふるさと応援寄附金活用状況

町では、活気ある個性豊かなまちづくりを進めるため、ふるさと応援寄附金を募集しています。寄せられた寄附金は、「八雲町ふるさと応援基金」へ積み立てし、寄附者の意向を尊重し、自然環境分野、産業分野、社会基盤分野、生活環境分野、保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、住民協働分野の7分野の事業へ活用します。

【ふるさと応援寄附金について】  
ふるさと応援寄附を行うことによって、八雲町に住んでいる方、町外に住んでいる方両方が所得税等の優遇措置を受けることができます。なお、優遇措置には上限等の一定の制限があります。

平成29年度寄附金総額  
**1,429,669,895円**  
寄附件数 123,515件  
(町外123,514件、町内1件)  
※参考:平成28年度 100,911件

活用事業(分野)	活用事業(テーマ)	寄附金額(円)
①自然・環境分野	豊かで美しい自然を次代に伝える環境事業	90,424,983円
②産業分野	雇用が確保される活力ある産業集積の事業	47,770,649円
③社会基盤分野	道南北部の中心性をより高める事業	12,259,083円
④生活環境分野	安全と安心が確保される潤いのある事業	10,445,984円
⑤保健・医療・福祉分野	健やかに充実して暮らせる事業	101,102,550円
⑥教育・文化分野	学び心を培い豊かな人間性を育む事業	45,180,349円
⑦住民協働分野	町民と行政が連携・協力する協働の事業	5,496,550円
⑧町長に委任	①～⑦の指定を町長に委任	1,116,989,747円

平成30年度は、平成29年1月～12月までに寄せられた寄附金を学校給食費無償化事業など152事業への充当を予定しています。

## 不法投棄・不法焼却は 法律で禁止されています

### 【不法投棄】

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、道路や山林、海岸、空き地などに捨てるもしくは埋め立てる不法行為のことです(自宅敷地内であっても処罰される場合があります)。

町内各所においても、タイヤ・家電製品・生活用品などの一般廃棄物のほか、企業の事業活動から排出されたとみられる産業廃棄物が不法投棄されている事案が数多く発生しています。

これらの行為は、美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境を悪化させ、さらには水質や土壌の汚染などの要因にもなります。絶対に行わないでください。

【不法焼却】  
不法焼却とは、畑や空き地などで地面に穴を掘ったり、ドラム缶・コンクリートブロックなどで作った簡易焼却炉などを利用して廃棄物(ごみ)などを焼却する不法行為です。

不法焼却は、ダイオキシンや有害物質の発生原因になる

だけではなく、煙や悪臭で周辺住民の生活環境を悪化させ、さらには火災に発展しかねない不法行為です。絶対に行わないでください。

町では、不法投棄・焼却の違法行為に対して巡回、監視パトロールなどで防止に努め、悪質な行為を発見した場合は、八雲警察署・渡島総合振興局と連携し、厳しく指導を行っています。

不法投棄・焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金が科せられ、または併科させる場合があります。現場を見たり、廃棄物(ごみ)を発見した場合は、左記までご連絡願います。

- 【問い合わせ先】
- ・八雲警察署  
刑事・生活安全課  
☎0137-64-2110
  - ・渡島総合振興局環境生活課  
☎0138-47-9438
  - ・環境水道課環境衛生係  
☎0137-63-2020

【問い合わせ先】企画振興課企画係 ☎0137-62-2300